○食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法(昭和47年3月9日農告示第310号)

(下線部分は改正部分)

改正後改正所

1 様式



- (1) 格付の表示を<u>1 かん</u>又は<u>1 個</u>ごとに付する場合の外円の直径は、20mm(200g入り以下の容器にあっては、15mm)以上とする。
- (2) 内円の外径は、外円の直径の3/4とする。
- (3) 内円の縁の幅は、内円の外径の1/20とする。
- (4) JASの文字の高さは、内円の外径の3/10とする。
- (5) (略)

- (6) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- 2 表示の方法

(略)

1 様式



- (1) 格付の表示を1かん又は1個ごとに付する場合の外円の直径は、20mm(200g入り以下の容器にあっては、15mm)以上とする。
- (2) 内円の外径は、外円の直径の3/4とする。
- (3) 内円の縁の幅は、内円の外径の1/20とする。
- (4) JASの文字の高さは、内円の外径の3/10とする。
- (5) 等級欄には、「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「食用小麦はい芽油」、「精製ニガー油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「綿実油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「食用綿実ステアリン」、「ごま油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「なたね油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「こめ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製カポック油」、「落花生油」、「精製落花生油」、「落花生サラダ油」、「オリーブ油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「食用パームオレイン」、「食用パームステアリン」、「精製パーム核油」、「精製やし油」、「調合油」、「精製調合油」、「調合サラダ油」又は「香味食用油」と記載すること。
- (6) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- 2 表示の方法

1かん若しくは1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付すること。

	l	

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
(適用の範囲) 第1条 (略)	(適用の範囲) 第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。
(表示の様式) 第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あって</u> は別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あって</u> は別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あって</u> は別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あって</u> は別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あって</u> は別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式6のとおりとする。	(表示の様式) 第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あつて</u> は別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あつて</u> は別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あつて</u> は別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あつて</u> は別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂に <u>あつて</u> は別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式6のとおりとする。
(表示の方法) 第3条 (略)	(表示の方法) 第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することと する。
別表 1 (第 1 条、第 2 条関係) 1 ~ 3 (略)	別表1 (第1条、第2条関係)  1 ベーコン類 (ベーコンを除く。)、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ (ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。)  2 マカロニ類  3 炭酸飲料
4 トマト加工品 ( <u>トマトケチャップ</u> を除く。) 5・6 (略)	<ul><li>4 トマト加工品(トマトケチヤツプを除く。)</li><li>5 風味調味料</li><li>6 乾燥スープ</li></ul>
7 <u>ドレッシング</u> 8~27 (略)	<ul> <li>7 ドレツシング</li> <li>8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</li> <li>9 即席めん</li> <li>10 植物性たん白</li> <li>11 削りぶし</li> <li>12 醸造酢</li> <li>13 食用精製加工油脂</li> <li>14 豆乳類</li> <li>15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 (コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)</li> <li>16 マーガリン類</li> <li>17 干しめん</li> </ul>

別表2 (第1条、第2条関係)

1 • 2 (略)

- 3 <u>しょうゆ</u>
- 4 ジャム類
- 5 (略)
- 6 トマトケチャップ
- 7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ

8~12 (略)

別表3 (第1条、第2条関係)

 $1 \sim 4$  (略)

別表4 (第1条、第2条関係)

- 18 農産物漬物
- 19 全糖ぶどう糖
- 20 ショートニング
- 21 精製ラード
- 22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 23 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 24 果実飲料
- 25 農産物缶詰及び農産物瓶詰(たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。)
- 26 パン粉
- 27 そしゃく配慮食品

#### 別表2 (第1条、第2条関係)

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類(骨付きハム及びラックスハムを除く。)、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 <u>しようゆ</u>
- 4 ジヤム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチヤツプ
- 7 ハンバーガーパテイ及びチルドハンバーグステーキ
- 8 チルドミートボール
- 9 ぶどう糖(全糖ぶどう糖を除く。)
- 10 煮干魚類
- 11 干しそば
- 12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

#### 別表3(第1条、第2条関係)

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん
- 4 りんごストレートピュアジュース

### 別表4(第1条、第2条関係)

1 有機農産物

1~3 (略)

別表5 (第1条、第2条関係)  $1 \sim 4$  (略)

別表6 (略)

別記様式1 (第2条関係)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。	
区分	格付の表示を1個ご
	とに付する場合の円
	の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん(めん重量が	20mm以上
50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席め	
んに <u>あって</u> はめん重量が <u>135</u> g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付す	
る場合を除く。)、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びに	
パン粉	
ベーコン類(ベーコンを除く。)、骨付きハム及びラックスハム、ソーセー	<u>15</u> mm以上
ジ(ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセー	
ジ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除	
く。)、醸造酢( <u>500</u> m1入り以上の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合	
に限る。)、豆乳類( <u>500</u> m1入り以上の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する	
場合に限る。)、マーガリン類( <u>115g</u> 入り以下の容器又は包装に <u>格付</u> の表	
示を付する場合を除く。)、干しめん、農産物漬物 (300g入り以上の容器	
又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限る。)、ショートニング、精製ラー	
又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限る。)、ショートニング、精製ラー	

- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5 (第1条、第2条関係)

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表養殖魚

別表6 (第1条、第2条関係) 定温管理流通加工食品

別記様式1 (第2条関係)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区	分		格付の表示を1個ご
			とに付する場合の円
			の外径
マカロニ類、異性化液糖及	及び砂糖混合異性化液糖、即	席めん(めん重量が	<u>20</u> mm以上
50g入り以下の容器又は	:包装に格付の表示を付する場	<b>湯合及び生タイプ即席</b>	
めんに <u>あつて</u> はめん重量が	<u>1 3 5 g</u> 入り未満の容器又は	は包装に格付の表示を	
付する場合を除く。)、植	[物性たん白、食用精製加工》	由脂、全糖ぶどう糖並	
びにパン粉			
ベーコン類(ベーコンを除	く。)、骨付きハム及びラッ	ノクスハム、ソーセー	<u>15</u> mm以上
ジ(ボロニアソーセージ、	フランクフルトソーセージ、	ウインナーソーセー	
ジ、リオナソーセージ、セ	ミドライソーセージ及びドラ	ライソーセージを除	
く。)、醸造酢( <u>500</u> ml	入り以上の容器又は包装に <u></u>	<u>8付け</u> の表示を付する	
場合に限る。)、豆乳類(	( <u>500</u> m1入り以上の容器又は	は包装に <u>格付け</u> の表示	
を付する場合に限る。)、	マーガリン類 ( <u>115</u> g入り	)以下の容器又は包装	
に <u>格付け</u> の表示を付する場	合を除く。)、干しめん、鳥	農産物漬物( <u>300</u> g	
入り以上の容器又は包装に	. <u>格付け</u> の表示を付する場合に	こ限る。)、ショート	

ド並びに果実飲料( <u>1,800</u> ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する	
場合に限る。)	
炭酸飲料(びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。)、トマト加工品	<u>10</u> mm以上
( <u>トマトケチャップ</u> を除く。)、風味調味料、乾燥スープ、 <u>ドレッシング</u> 、	
即席めん(めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場	
合及び生タイプ即席めんに <u>あって</u> はめん重量が <u>135</u> g入り未満の容器又は包	
装に格付の表示を付する場合に限る。)、削りぶし、醸造酢( <u>500</u> m1入り未	
満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、豆乳類( <u>500</u> ml入	
り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、畜産物缶詰及	
び畜産物瓶詰(コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)、マーガリン	
類( <u>115</u> g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶	
詰、果実飲料( <u>1,800</u> m1未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合(瓶	
のふたに格付の表示を付する場合を除く。) に限る。) 、農産物缶詰及び農	
産物瓶詰(たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、	
たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰	
及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限	
る。) 並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。) 並びに	
そしゃく配慮食品(表示可能面積がおおむね <u>150cm<sup>2</sup>以下の容器又は包装に格</u>	
付の表示を付する場合を除く。)	
農産物漬物( <u>300</u> g入り未満の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限	(略)
る。)	
炭酸飲料(瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。)、果実飲料(瓶の	(略)
ふたに格付の表示を付する場合に限る。)並びにそしゃく配慮食品(表示可	
能面積がおおむね <u>150cm<sup>2</sup>以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限</u>	
る。)	

(2)(2) 円の縁の幅は、円の外径の —— とする。

20

- 3

(3) JASの文字の高さは、円の外径の ――とする。

1(

- (4) <u>認証機関名</u>は、円に近接した箇所に記載すること。なお、<u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。) 若しくは果実飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。) 又は表示可能面積がおおむね150 cml以下の飲食料品及び油脂に<u>あって</u>は、認証機関名は、省略することができる。

ニング、精製ラード並びに果実飲料(<u>1,800</u>ml入り以上の容器又は包装 に格付の表示を付する場合に限る。)

|炭酸飲料(びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。)、トマト加工品 | 10mm以上 (トマトケチヤツプを除く。)、風味調味料、乾燥スープ、ドレツシング、 即席めん(めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する 場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又 |は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、削りぶし、醸造酢(500ml 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、豆乳類(5) ○ 0 ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、畜産 物缶詰及び畜産物瓶詰(コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)、マ ーガリン類 (115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に |限る。)、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及 び水産物瓶詰、果実飲料(1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を |付する場合(瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。)に限る。)、農 産物缶詰及び農産物瓶詰(たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割 りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限 る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶 | 詰(2つ割りに限る。) 並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰 を除く。) 並びにそしゃく配慮食品(表示可能面積がおおむね150平方cm 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。)

農産物漬物(<u>300</u>g入り未満の容器又は包装に<u>格付け</u>の表示を付する場合 7 mm以上に限る。)

炭酸飲料(瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。)、果実飲料(瓶の 5 mm以上 ふたに格付の表示を付する場合に限る。)並びにそしゃく配慮食品(表示可能面積がおおむね<u>150平方cm</u>以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)

1

(2) 円の縁の幅は、円の外径の —— とする。

2 0

3

(3) JASの文字の高さは、円の外径の —— とする。

10

- (4) <u>認定機関名</u>は、円に近接した箇所に記載すること。なお、<u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。) 若しくは果実飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。) 又は表示可能面積がおおむね 150 cml以下の飲食料品及び油脂に<u>あって</u>は、<u>認定機関名</u>は、省略することができる。

別記様式2(第2条関係)

別記様式2 (第2条関係)



## (1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区分	格付の表示を1個ご
	とに付する場合の円
	の外径
(略)	20mm以上
ベーコン、ハム類(骨付きハム及びラックスハムを除く。)、プレスハム、	<u>15</u> mm以上
ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、	
リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、 <u>しょうゆ</u>	
(1,800m1入り以上の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限る。)、ハ	
ンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大	<u>10</u> mm以上
型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶	
詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並び	
にフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、 <u>しょうゆ</u> ( <u>201</u> ml入り以上 <u>1,</u>	
800ml入り未満の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限る。)、 <u>ジャム</u>	
<u>類</u> 、ウスターソース類、 <u>トマトケチャップ</u> 、チルドミートボール、煮干魚類	
並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	
しょうゆ (200ml入り以下の容器又は包装に <u>格付</u> の表示を付する場合に限	(略)
る。)	

1 1.十2

(2) 円の縁の幅は、円の外径の ----とする。

20

3

(3) JASの文字の高さは、円の外径の —— とする。

10

(4) (略)



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区	分	格付の表示を1個ご
		とに付する場合の円
		の外径
ぶどう糖(全糖ぶどう糖を除く。)		<u>20</u> mm以上
ベーコン、ハム類(骨付きハム及びラ	ックスハムを除く。)、プレスハム、	<u>15</u> mm以上
ボロニアソーセージ、フランクフルト	ソーセージ、ウインナーソーセージ、	
リオナソーセージ、セミドライソーセ	ージ及びドライソーセージ、 <u>しようゆ</u>	
(1,800ml入り以上の容器又は包	装に <u>格付け</u> の表示を付する場合に限	
る。)、ハンバーガーパティ、チルド	ハンバーグステーキ並びに干しそば	
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形	及び2つ割りに限る。)、たけのこ大	<u>10</u> mm以上
型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ	割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶	
詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及	びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並び	
にフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみ	つ豆瓶詰、 <u>しようゆ</u> ( <u>201</u> ml入り以	
上1,800ml入り未満の容器又は包	装に <u>格付け</u> の表示を付する場合に限	
る。)、 <u>ジヤム類</u> 、ウスターソース類	、 <u>トマトケチヤツプ</u> 、チルドミートボ	
ール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰	及びコンビーフ瓶詰	
<u>しようゆ</u> ( <u>200</u> ml入り以下の容器又	は包装に <u>格付け</u> の表示を付する場合に	7 ㎜以上
限る。)		

1

(2) 円の縁の幅は、円の外径の ----とする。

20

3

(3) JASの文字の高さは、円の外径の —— とする。

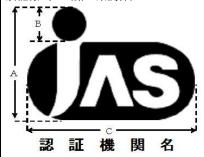
10

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の ----とする。

5

- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び<u>認証機関名</u>は、円に近接した箇所に記載すること。なお、<u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね<u>150cm<sup>2</sup>以下の飲食料品及び油脂に<u>あって</u>は、<u>認証機関名</u>は、省略することができる。</u>
- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。)及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。)並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びに<u>ジヤム類</u>及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び<u>認定機関名</u>は、円に近接した箇所に記載すること。なお、<u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね150 cm²以下の飲食料品及び油脂に<u>あつて</u>は、<u>認定機関名</u>は、省略することができる。

別記様式3 (第2条関係)



- (1) Aは、<u>15</u>mm以上とする。
- (2) Bは、Aの4/13とし、Cは、Aの19/13とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式3 (第2条関係)



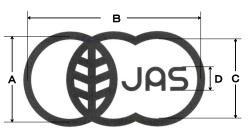
- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの4/<u>13</u>とし、Cは、Aの<u>19</u>/<u>13</u>とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式4 (第2条関係)



認証機関名認証番号

別記様式4 (第2条関係)



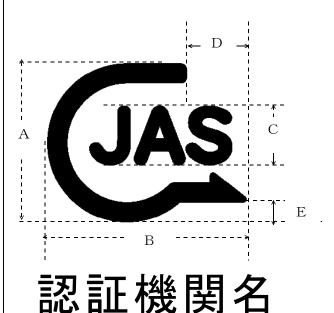
認定機関名認定番号

(1) Aは、5mm以上とする。

(1) (略)

- ・ Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。
- (3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は<u>輸入業者</u>を特定することができる場合には、記載しないことができる。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認定番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

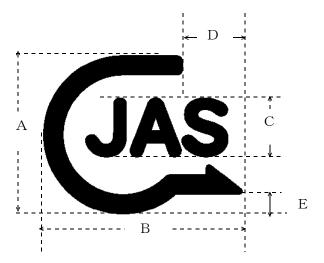
別記様式5 (第2条関係)



(1)・(2)(略)

(3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式5 (第2条関係)



# 認定機関名

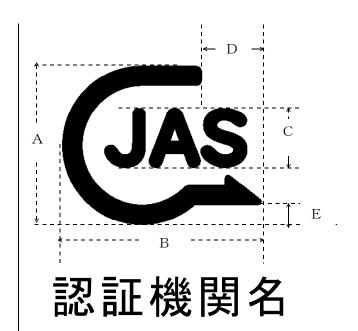
- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの5/4とし、C及びDは、Aの3/8とし、Eは、Aの1/8とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6 (第2条関係)

定温管理流通

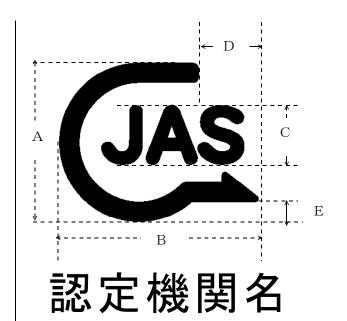
別記様式6 (第2条関係)

定温管理流通



(1)・(2) (略)

(3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

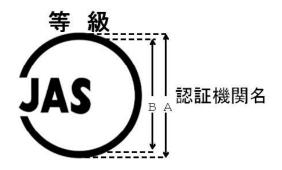


- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの5/4とし、C及びDは、Aの3/8とし、Eは、Aの1/8とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

(下線部分は改正部分)

改正後

1 表示の様式



(1)~(3) (略)

- (4) 認証機関名については、略称を記載することができる。
- (5) 等級については、畳表の日本農林規格(平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。)に規定する表示の方法により記載する。
- 2 表示の方法

格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、<u>畳表の日本農林規格</u>に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付するものとする。

1 表示の様式



- (1) Aは15mm以上とし、BはAの9/10とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- (3) その他の文字の高さは、Aの1/6以上とする。
- (4) 認定機関名については、略称を記載することができる。
- (5) 等級については、畳表の日本農林規格(平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。<u>以下「農</u>林規格」という。)に規定する表示の方法により記載する。
- 2 表示の方法

格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、<u>農林規格</u>に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付するものとする。

(下線部分は改正部分)

